

消防団員の処遇について

1 報酬及び手当

条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出勤に要した立替実費の補てんという意味で費用弁償を次のとおり支給しています。

報酬 (年額)	団長	215,000
	副団長	150,000
	分団長	65,900
	副分団長	59,000
	部長	52,000
	班長	50,900
	団員	43,900

出勤報酬	水火災出勤	8,000
	警備警戒出勤	3,400
	訓練出勤	3,400
	機関手当	4,000

4月分～7月分 :9月に振込
 8月分～11月分:1月に振込
 12月分～3月分:5月に振込
 年額報酬:4月に振込

※報酬は個人口座に振り込み。

2 退職報償制度

消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされており、大和郡山市においても次のとおり、政令に基づいた額の退職報償金を支給しています。

勤務年数	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長・班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

3 公務災害補償制度

消防活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合があります。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償するため、他の公務災害補償制度に準じて補償の制度が設けられ、団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償するようになっています。

補償の種類は、次の7種です。

- ・療養補償
- ・休業補償
- ・傷病補償年金
- ・障害補償
- ・介護補償
- ・遺族補償
- ・葬祭補償

4 消防団員等福祉共済

大和郡山市では、消防団員が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、さらなる福利厚生を図るため、消防団員等福祉共済に加入しており、給付事由が発生した時は次のとおり共済金が給付されます。

区 分	事 由	給 付 種 別	共 済 金 額	備 考	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000		
	公務	弔 慰 金	23,000,000		
		保育援護金	250,000	未就学の被扶養者1人につき	
重 度 障 害 (1・2級)	公務・公務外	生活援護金	1,000,000		
	公務	重度障害見舞金	23,000,000		
		保育援護金	250,000	未就学の被扶養者1人につき	
障 害 (3～12級)	公務・公務外	障 害 見 舞 金	3・4級	500,000	
			5・6級	300,000	
			7・8級	180,000	
			9・10級	90,000	
			11・12級	60,000	
入 院	公務・公務外	入院見舞金	1,500	7日以上入院で1日あたり	

5 消防団員健康診査補助金

大和郡山市では、健康維持管理の推進のため、職場等において健康診査を受ける機会のない団員が健康診査を受診する場合において、受診費用に対して10,000円を上限として補助金を交付しています。なお、定期健康診断や人間ドック等の健康の保持増進のための健診が対象であるため、保険適用のものは対象外です。

6 B型火災共済

大和郡山市消防団では公益財団法人奈良県消防協会を通じて、生活協同組合全日本消防人共済会と一人あたり25口・2,500円でB型火災共済契約を結んでいます。

次の事故による居住する建物やその建物の損害に対して共済金又は見舞金が支払われます。

●火災・落雷・爆発又は破裂

→火災共済金

●風水雪災・車両の飛び込み・航空機の墜落や接触又は航空機からの物体の落下

→風水雪害等共済金

●地震・津波・噴火

→地震等災害見舞金